

平成 27 年 9 月 9 日

全 国 市 長 会
災 害 対 策 本 部

東日本大震災に係る被災市町村に対する職員の派遣決定状況について

(平成 27 年 7 月 1 日現在)

本会と全国町村会、総務省及び被災県の協力による、東日本大震災に係る被災市町村に対する職員の派遣につきまして、平成 27 年 7 月 1 日現在の派遣決定状況を別添のとおりお知らせいたします。

【事務局】

全国市長会 災害対策本部

担 当 行政部 池田・加藤

電 話 03-3262-2310

ファクシミリ 03-3263-5483

電子メール haken@mayors.or.jp

東日本大震災に係る被災市町村に対する職員の派遣決定状況
 [全国市長会・全国町村会・総務省・被災県の協力による派遣スキーム]
 (平成27年7月1日現在)

都道府県	市町村等	派遣決定人数 合計	平成23年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
			短期的派遣等	中長期的派遣	中長期的派遣	中長期的派遣	中長期的派遣	中長期的派遣※
岩手県	宮古市外9市町村	63	63					
	陸前高田市	72	32		8	11	13	8
	久慈市	2	2					
	釜石市	111	5	2	15	30	28	31
	一関市	3	1		2			
	宮古市	55	4		15	13	12	11
	大船渡市	126		13	8	36	35	34
	大槌町	120	9		23	30	34	24
	岩泉町	2	2					
	山田町	31	5		4	8	7	7
	田野畑村	13	2		6	4	1	
	野田村	8		1	3	2	2	
	岩手県庁	1	1					
	計	607	126	16	84	134	132	115
宮城県	仙台市	306	250	17	19	20		
	石巻市	399	125	28	50	61	72	63
	塩竈市	77	26	5	14	14	10	8
	気仙沼市	317	109		42	53	60	53
	名取市	117	58		10	17	16	16
	多賀城市	124	82		16	8	9	9
	岩沼市	64	2		10	20	17	15
	東松島市	131	4	8	24	28	35	32
	大崎市	3	3					
	亶理町	56	2		9	12	18	15
	山元町	167	37	3	33	33	34	27
	利府町	3	1		2			
	女川町	30	6	4	2	5	6	7
	七ヶ浜町	81	14		12	19	18	18
	松島町	16	2	2	2	5	2	3
南三陸町	141	28	1	22	35	30	25	
計	2,032	749	68	267	330	327	291	
福島県	郡山市	53	43		8	2		
	白河市	5	3	2				
	須賀川市	32	20	5	3	3	1	
	相馬市	56	15		14	9	13	5
	本宮市	4	4					
	いわき市	180	62	33	28	19	20	18
	南相馬市	84	9	6	18	19	17	15
	福島市	41		14	9	8	5	5
	伊達市	4			2	2		
	二本松市	3				1	1	1
	国見町	9	3	4	2			
	川俣町	7			2	1	2	2
	鏡石町	5	3		1	1		
	泉崎村	2	2					
	三春町	8	2	1		1	2	2
	新地町	16	2		2	5	5	2
	広野町	18	2		5	4	2	5
	楡葉町	9	4		1	1	2	1
	富岡町	14	7			2	2	3
	大熊町	10	8		1	1		
	双葉町	17	8		5	2	1	1
	浪江町	30	18		2	3	4	3
矢吹町	15	6	7	1	1			
飯館村	5			1	1	2	1	
計	627	221	72	105	86	79	64	
茨城県	高萩市	12	12					
	ひたちなか市	5	5					
	潮来市	5	5					
	那珂市	5	5					
	神栖市	6	6					
	東海村	5	2	3				
計	38	35	3					
千葉県	旭市	5	5					
	浦安市	12	12					
	香取市	8		7	1			
計	25	17	7	1				
合計	3,329	1,148	166	457	550	538	470	

※「平成27年度中長期的派遣」の派遣決定人数は、平成27年7月1日現在のものである。

- 【備考】1. 各県市町村担当課から総務省に、決定状況の報告があったものをまとめたものである。
 2. 災害時相互応援協定や姉妹都市提携等により、別途派遣されているもの(独自の調整による派遣等)は含んでいない。
 3. 派遣決定人数は、市区町村職員及び第三セクター等職員の合計である。
 4. 上記の派遣決定人数のほか、要望期間の一部の期間についてのみ派遣決定したものがある。
 5. 「短期的派遣」とは、おおむね1か月未満の派遣をいう。
 6. 「宮古市外9市町村」とは、宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村の計10市町村をいう。